

地震への備え



地震が起きたときの心得10ヶ条



防災

1 まず、わが身の安全を

机やベッドの下などで身の安全を確保しましょう。



2 すばやく火の始末を

あわてず、冷静に、ガス器具等の火を消しましょう。



3 火が出たら、まず消火

万一出火したら、消火器などで初期消火しましょう。



4 あわてて外にとびだすと危険

あわてて外へ出ると、瓦やガラス、看板などで思わぬケガをすることがあります。ヘルメットや防災頭巾をかぶりましょう。



5 狭い路地、塀ぎわ、崖、川べりに近寄るな

屋外では、瓦などが落ちてきたり、ブロック塀が倒れてきたりします。崖や川べりは崩れやすくなっていることが多いので気をつけましょう。



6 津波、浸水、土砂崩れに注意

津波などの危険がある地域の方は、高台や安全な場所へ避難しましょう。



南知多町災害避難MAPについて
地図上をクリックすることでその場所の災害危険情報を確認できます。



7 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

車での避難は、消火、救急活動のさまたげになります。持ち物は最小限にとどめて、身軽に行動できるよう心がけましょう。



8 協力しあって応急救護

災害が大きくなると、負傷者の数も多くなります。軽いケガなどの処置は、みんなで協力しあって応急救護をしましょう。



9 正しい情報をつかみ、デマにまどわされるな

町の広報、テレビ、ラジオなどの情報に気をつけ、デマにまどわされないようにしましょう。

防災ラジオについて

防災行政無線をより確実に、より正確に聞くために、防災ラジオを販売しています。
3,000円/台



10 秩序を守り、自主防災組織等に協力

避難先では、町・自主防災組織等の指示に従って行動しましょう。

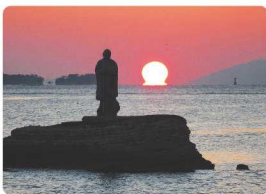


災害用伝言ダイヤル(171)

安否情報(伝言)を音声で録音(登録)し、全国からその音声を再生(確認)できます。「171」に電話をかけ、音声案内に従って操作します。



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



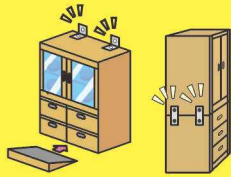


日ごろの家庭での地震対策

地震による被害、特に死傷者などの人的被害を少なくするためには、日頃から対策を立て、すぐ行動できるようにしておくことが大切です。

1 家具の転倒防止・落下物対策

倒れそうな家具はしっかり固定し、家族からケガ人を出さないようにしましょう。



家具転倒防止器具 取付事業

70歳以上の高齢者世帯等を対象に、無料でタンスや食器棚を固定します。

[詳細は次ページへ](#)

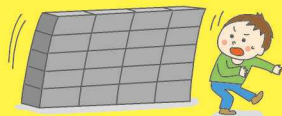
2 火災防止対策

日頃から火を使うところには消火器などを用意し、万一火が出てもすぐ消せる準備をしておきましょう。また、防災訓練などで、消火器の使い方を身につけましょう。



3 ブロック塀・門柱の点検および改善

ブロック塀や門柱は、見かけはしっかりしていても、鉄筋が入っていないものなど安全性に欠けるものがたくさんあります。



ブロック塀等 撤去費支援事業

[詳細は次ページへ](#)

4 医薬品の準備と救護知識の習得

災害時のけがなどに備え、各家庭では救護薬品などの準備をするとともに、三角巾の使い方など簡単な救急法を身につけておきましょう。



5 食料・飲料水の準備

地震が起きた直後は、食料輸送が困難であると想定されます。救護活動が受けられるまでの間の食料は、各家庭でたくわえておく必要があります。(最低3日、できれば1週間分)

closed



防災



ローリングストック(回転備蓄)法

缶詰やレトルト食品など普段利用している食品を最初に多めに購入しておき、消費したらその分補充すれば、常に一定量を確保することができます。

6 非常持出品

非常持出品は、家族構成を考えて必要最小限度のものを用意しておきましょう。



非常 持出品リスト

[詳細は次ページへ](#)

7 防災訓練への参加と家庭での役割分担

いざという時に、冷静な行動をとるためには、日頃からの訓練が大切です。



地域の防災訓練には、家族ぐるみで積極的に参加しましょう。また、津波や土砂崩れの危険がある地域とその他の地域の対応の違いを確認し、家庭内の地震対策を考えておきましょう。



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery





非常持出品(例)



避難グッズ



- 非常持出袋
- 懐中電灯
- ヘルメット

食料品など(最低3日分)



- 食料
- 飲料水

貴重品



- 現金
- 健康保険証
- 運転免許証
- 自宅・車のキー
- 通帳
- 印鑑

衣類など



- 上着
- タオル
- 予備メガネ
- コンタクトレンズ
- 下着
- 寝袋
- 毛布
- 雨具

日用品



- 手袋(軍手)
- ローソク
- ライター
- ほ乳瓶
- ポリ袋
- マッチ
- 粉ミルク
- 紙おむつ

救急用品



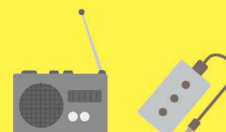
- 絆創膏
- 消毒液
- 常備薬

衛生用品



- マスク
- ウェットティッシュ
- 生理用品
- 石けん
- ティッシュ

情報グッズ



- スマホ充電器
- 予備バッテリー
- 携帯ラジオ
- メモ帳
- 筆記用具



防災



地震対策補助一覧

》ブロック塀等撤去支援事業

問 建設課

道路、公共施設に面した危険なブロック塀等を撤去する工事費の一部を補助します。

》家具転倒防止器具取付事業

問 防災危機管理室

70歳以上の高齢者のみで生活をしている世帯を対象に、家具転倒防止の金具取り付け作業を世帯主に代わり行います。費用は無料です。

》木造住宅耐震化支援事業

問 建設課

●木造住宅無料耐震診断

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅を対象とした耐震診断です。

●木造住宅耐震改修工事費補助

耐震診断の結果から、耐震補強工事を行いたい人に、南知多町が工事費の一部を補助します。

●耐震シェルター・防災ベッド設置補助

地震による住宅の倒壊から命を守るため、安全な空間を確保できる耐震シェルターや防災ベッドの設置費用の一部を補助します。



災害時における道路、側溝、河川などの異常箇所に関する情報提供

問 建設課

道路、側溝、河川などの異常箇所を発見した場合は、建設課までご連絡いただくか、町公式ホームページから情報提供をお願いいたします。



災害時要配慮者支援制度の登録を受け付けています

問 住民福祉課

●災害時要配慮者支援制度とは
災害時要配慮者が、自分の情報を地域で見守っていただける人に提供していただくという条件で、町に登録申請をしていただけます。町は、申請に基づいて登録者の名簿と登録者を表示した地図を作成し、地域で支援していただく方にお渡しします。支援者の方々は、この名簿や地図を使って、災害時の連絡や、避難が迅速に行えるよう、日頃から備えていただきます。

●災害時要配慮者とは
さまざまな災害が発生した際に、一人では安全な場所に避難することができない方や、避難先での生活を続けることに大きな障害が生じることが想定される方をいいます。

●申請場所

住民福祉課・各サービスセンター

風水害



台風が接近したら

台風が接近し災害の発生の恐れが高まった場合には、台風情報と併せて大雨、暴風、高潮などの気象情報が発表されます。これらの情報に注意し早めに備えるようにしましょう。

外出は控え、やむを得ず外出する時は、増水した川など危険な場所には近づかないようにしましょう。

大雨に関する情報が発表されたら

河川の氾濫や土砂災害に注意しましょう。

土砂災害が発生する危険性が高まった場合は土砂災害警戒情報が発表されます。この情報は災害発生箇所や発生時間を特定するものでなく、あくまで目安です。



防災

町が発令する避難情報

(令和3年5月まで)

【警戒レベル】 避難情報	とるべき行動
【警戒レベル5】 災害発生情報	既に災害が発生している状況です。命を守る最善の行動をとりましょう。
【警戒レベル4】 避難勧告、避難指示(緊急)	速やかに避難先に避難しましょう。避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	避難に時間を要する方(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児など)とその支援者は、避難しましょう。その他の方は、避難の準備を整えましょう。
【警戒レベル2】 大雨注意報、洪水注意報など	最寄りの避難場所や避難ルートを確認したり、非常用持出品を準備するなど、避難に備えましょう。
【警戒レベル1】 早期注意情報	災害への心構えを高めましょう。

(令和3年6月以降(予定))

【警戒レベル】 避難情報	とるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から 全員避難
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者らは避難

変更なし

※警戒レベル1、警戒レベル2は、気象庁が発表します。

※令和3年1月現在、国において、自治体が発表する避難情報の見直しが検討されています。警戒レベル4の避難勧告と避難指示を一本化し、警戒レベル5を「緊急安全確保」に、警戒レベル3を「高齢者等避難」に、それぞれ改称される予定です。見直しが決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。



災害時の避難について

① ハザードマップの確認 ～避難とは「難」を「避」けること～

安全な場所にいる人まで避難所に行く必要はありません。まずは自宅周辺のハザードマップを確認し、避難が必要かどうか確認してください。

② 避難先の検討 ～避難所だけが避難先ではない～

避難する場合、親戚や友人の家に避難することを検討してください。特に台風等事前に予測できる場合は、気象情報に注意し、早めに避難してください。

③ 避難所へ避難する場合 ～避難所での感染予防～

避難所ではマスク着用のうえ、手洗い咳エチケットなど徹底してください。避難所では換気を行うので、暑さ対策・防寒対策を各自でお願いします。



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery



南知多町フォトギャラリー
Minamichita Town Photo Gallery

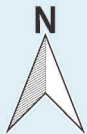
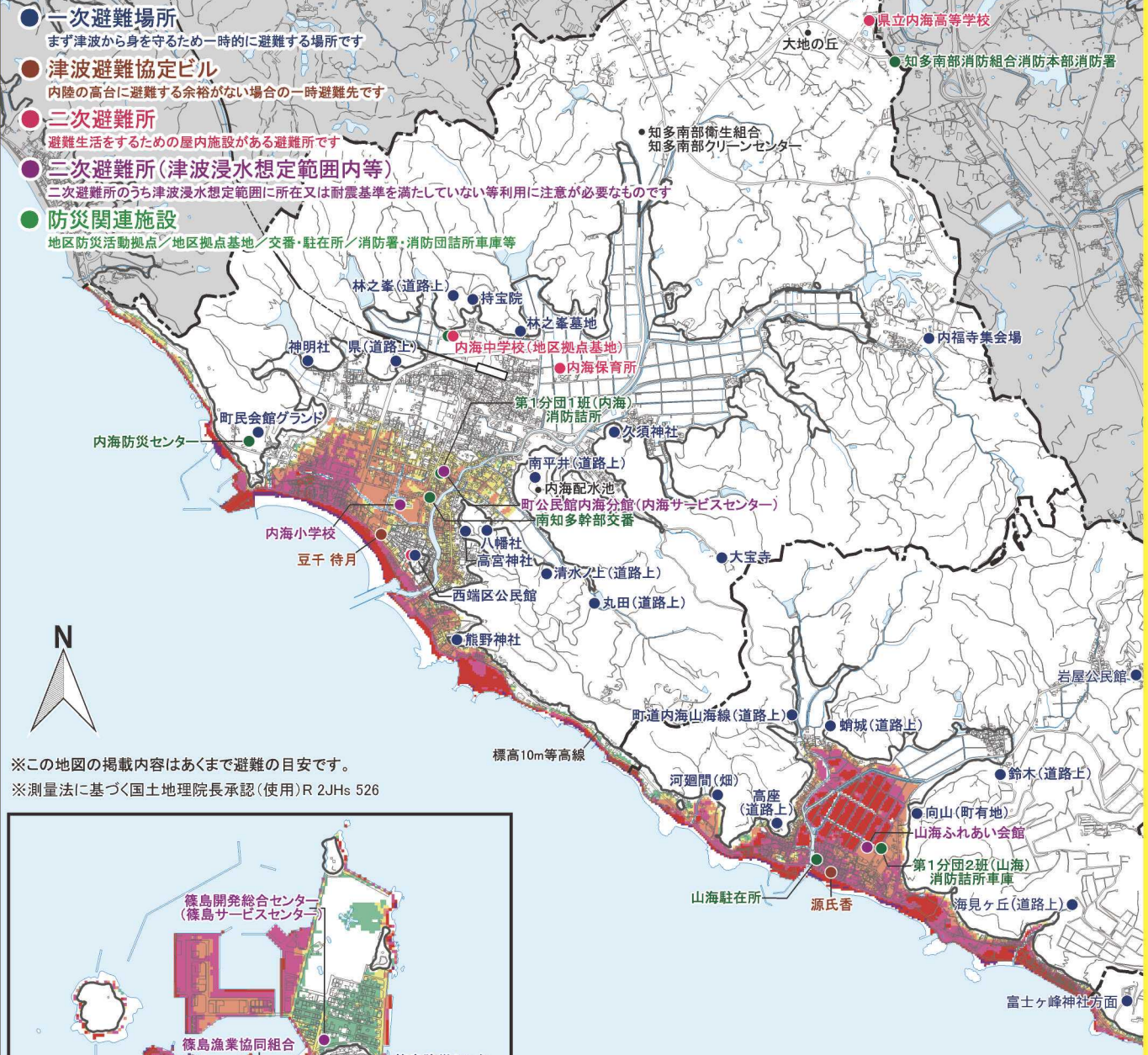


南知多町津波防災マップ

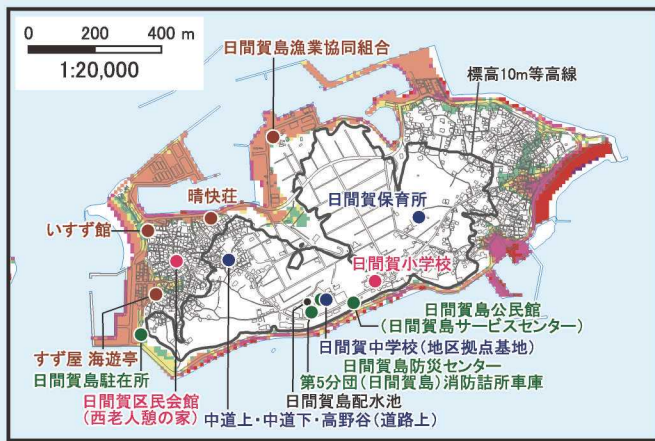
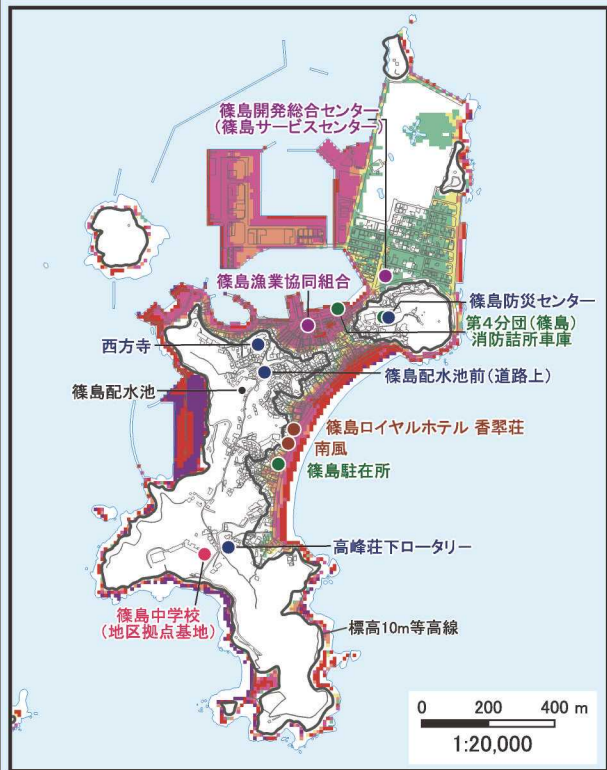


防災

- **一次避難場所**
まず津波から身を守るため一時的に避難する場所です
- **津波避難協定ビル**
内陸の高台に避難する余裕がない場合の一時避難先です
- **二次避難所**
避難生活をするための屋内施設がある避難所です
- **二次避難所(津波浸水想定範囲内等)**
二次避難所のうち津波浸水想定範囲に所在又は耐震基準を満たしていない等利用に注意が必要なものです
- **防災関連施設**
地区防災活動拠点/地区拠点基地/交番・駐在所/消防署・消防団詰所車庫等



※この地図の掲載内容はあくまで避難の目安です。
※測量法に基づく国土院院長承認(使用)R 2JHs 526





津波から身を守るには、とにかく避難

- ・津波警報が出たら安全な場所に避難しましょう。
- ・津波警報が解除されるまでは避難を続けましょう。

警報・強い揺れ

一次避難場所まで逃げる時間がない場合
津波避難協定ビル

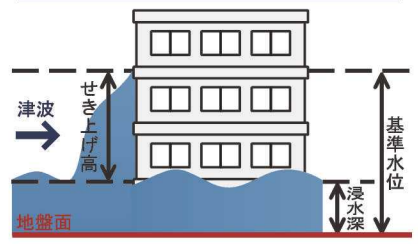
なるべく早く高い場所へ逃げられるように避難経路を考えましょう。

一次避難場所

警報の解除

二次避難所

$$\text{浸水深} + \text{せき上げ高} = \text{基準水位}$$

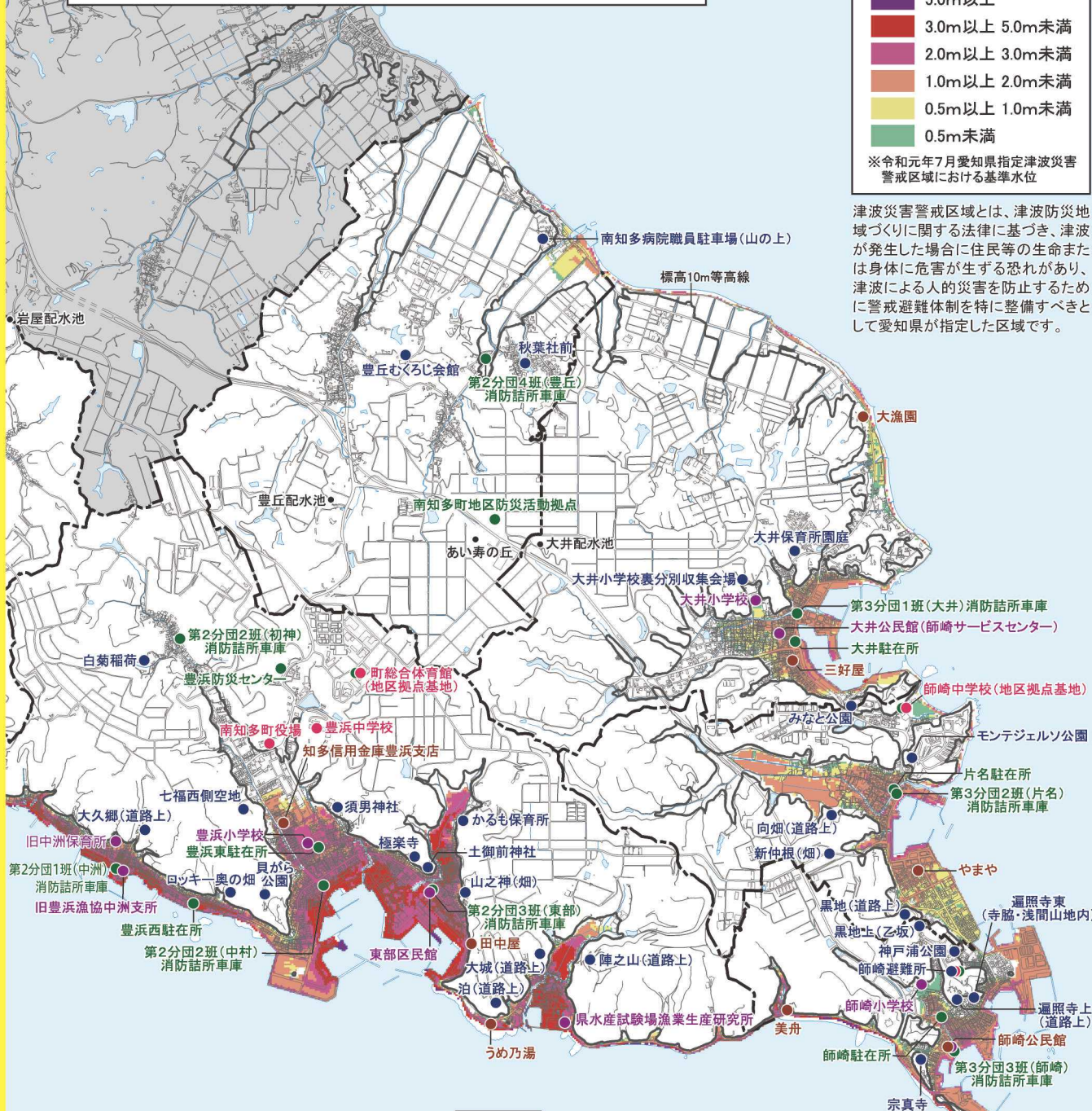


津波災害警戒区域 基準水位

- 5.0m以上
- 3.0m以上 5.0m未満
- 2.0m以上 3.0m未満
- 1.0m以上 2.0m未満
- 0.5m以上 1.0m未満
- 0.5m未満

※令和元年7月愛知県指定津波災害警戒区域における基準水位

津波災害警戒区域とは、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、津波が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあり、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべきとして愛知県が指定した区域です。



防災

南知多町土砂災害・高潮防災マップ



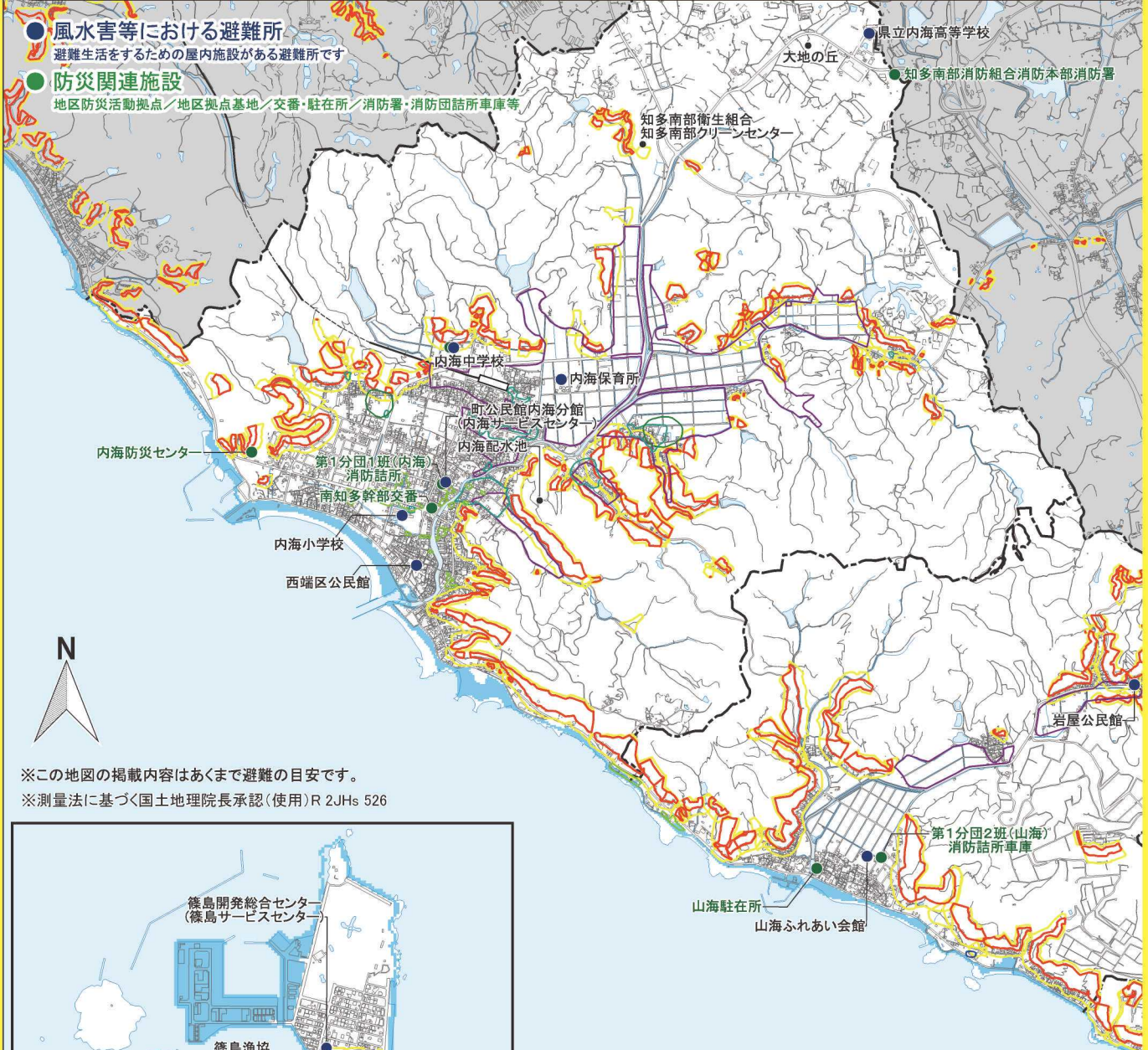
防災

●風水害等における避難所

避難生活をするための屋内施設がある避難所です

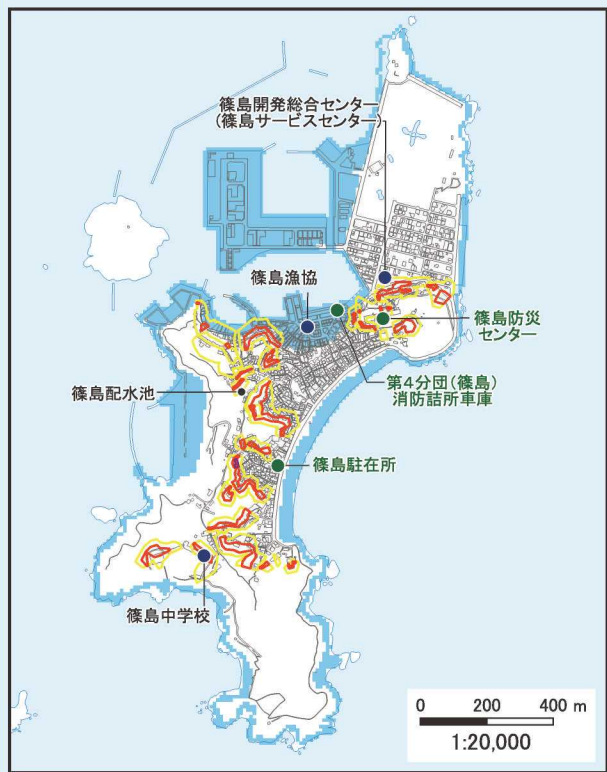
●防災関連施設

地区防災活動拠点 / 地区拠点基地 / 交番・駐在所 / 消防署・消防団詰所車庫等



※この地図の掲載内容はあくまで避難の目安です。

※測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R 2JHs 526





項目	記号	
平成24年9月台風17号 浸水区域	平成24年9月30日	
平成12年9月豪雨 浸水区域	平成12年9月11日~12日	
平成11年6月豪雨 浸水区域	平成11年6月29日~30日	
平成6年9月豪雨 浸水区域	平成6年9月17日	
平成3年9月台風18号 浸水区域	平成3年9月18日~19日	

項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
高潮浸水想定区域	

土砂災害警戒区域とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められ、警戒避難体制を特に整備すべきとして愛知県が指定した区域です。土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められ、開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべきとして愛知県が指定した区域です。



防災

- 岩屋配水池
- 豊丘むくろじ会館
- 第2分団4班(豊丘)消防詰所車庫
- 豊丘配水池
- 南知多町地区防災活動拠点
- あい寿の丘
- 大井配水池
- 大井小学校
- 第3分団1班(大井)消防詰所車庫
- 大井公民館(師崎サービスセンター)
- 大井駐在所
- 師崎中学校
- 豊浜防災センター
- 町総合体育館
- 豊浜中学校
- 南知多町役場
- 片名駐在所
- 第3分団2班(片名)消防詰所車庫
- 師崎小学校
- 師崎避難所
- 師崎公民館
- 第3分団3班(師崎)消防詰所車庫
- 旧中洲保育所
- 豊浜小学校
- 豊浜東駐在所
- 第2分団1班(中洲)消防詰所車庫
- 旧豊浜漁協中洲支所
- 豊浜西駐在所
- 第2分団2班(中村)消防詰所車庫
- 東部区民館
- 豊水産試験場 漁業生産研究所



発行/南知多町役場 TEL65-0711(代表) 発行年月/令和2年12月